

**公的資金補償金免除繰上償還に係る
佐伯市簡易水道事業経営健全化計画
（簡易水道事業特別会計）**

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：佐伯市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年3月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 / 非適用
団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	13人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	124円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	3,908
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	87
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.34(H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	14.8(H19)
		経常収支比率 (%)	91.24(H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 / 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年3月3日 合併前市町村：佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町]
旧市町村の簡易水道事業（法非適用）の事業統合は行わず、組織及び会計（佐伯市簡易水道特別会計）の統合を実施した。尚、H18. 4月に旧弥生町の5簡易水道事業は、法適用会計に移行し佐伯市上水道と経営統合を行った。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る佐伯市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	佐伯市長 西嶋泰義
既存計画との関係	佐伯市行財政改革推進プラン（平成17年度～21年度）
公表の方法等	議会の全員協議会において説明後、市のホームページで公開予定
基本方針	平成16年度の合併以降、各種事務事業の統一化、効率化を進めてきたが、料金の統一及び更なる事務事業の効率化を図るとともに住民サービスの向上と安心・安全な水の供給を行っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		104	101	205
	補償金免除額		18	19	37
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債	水道事業	125,729	103,803	101,339	330,871
合 計 (A)		125,729	103,803	101,339	330,871
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		125,729	103,803	101,339	330,871

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営 企業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	佐伯市簡易水道事業は、平成17年3月3日に1市8町村の簡易水道事業を引き継ぎ事業統合等おこなわず、組織、会計のみの統合を行い、現在39の簡易水道事業があります。（旧弥生町の5簡易水道事業は、H18.4.1に上水道事業に移行） 地域の特徴として、行政区域面積が広大で地域の大部分が海岸部及び山間部にぞくしており効率的な事業運営が難しいのが特徴です。一般会計からの繰入に関しては、合併以前は繰入のルール等がなく各団体において不足分を繰入していたが、新市より基準内のみで運営を行う方針で基準外の繰入をおこなっておらず、不足分は、簡易水道基金から取り崩しをおこない補填している。合併前後の集中的な建設投資により企業債の償還金が年々増加していること及び基金の減少により基準内のみでの繰入での運営が難しくなっている。																		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="437 680 633 719">課 題</td> <td data-bbox="633 680 1445 719">料金統一及び改定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="437 719 1445 920">平成20年に料金格差を是正するために改定（統一）を行うが、改定率が微増のため収益増につながらない。供給単価132円（平成19～23年の5年間平均）に対し給水原価169円（平成19～23年の5年間平均）となり37円の乖離が生じる。上水道との統合を見据え料金水準の適正化をはかる必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 920 633 981">課 題</td> <td data-bbox="633 920 1445 981">上水道との経営統合方針</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="437 981 1445 1133">上水道との経営統合に関しては、法適用化にともなう事務作業（資産調査等）に時間及び経費がかかるため、現在39ある簡易水道を段階的に統合していく必要がある。また経営的な側面からも統合する事業の選択及び時期の最適化をはかる必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1133 633 1193">課 題</td> <td data-bbox="633 1133 1445 1193">定員管理の適正化及び総人件費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="437 1193 1445 1337">合併により、人口規模に対する職員数は大きく増加した。人口千人当たり職員数が類団8.5人に対し当市12.4人となっている。将来的な目標値を設定し、過大となった職員数を適正規模に削減し、総人件費の抑制をしていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1337 633 1397">課 題</td> <td data-bbox="633 1337 1445 1397"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1397 633 1458">課 題</td> <td data-bbox="633 1397 1445 1458"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1458 633 1518">課 題</td> <td data-bbox="633 1458 1445 1518"></td> </tr> </table>	課 題	料金統一及び改定	平成20年に料金格差を是正するために改定（統一）を行うが、改定率が微増のため収益増につながらない。供給単価132円（平成19～23年の5年間平均）に対し給水原価169円（平成19～23年の5年間平均）となり37円の乖離が生じる。上水道との統合を見据え料金水準の適正化をはかる必要がある。		課 題	上水道との経営統合方針	上水道との経営統合に関しては、法適用化にともなう事務作業（資産調査等）に時間及び経費がかかるため、現在39ある簡易水道を段階的に統合していく必要がある。また経営的な側面からも統合する事業の選択及び時期の最適化をはかる必要がある。		課 題	定員管理の適正化及び総人件費の抑制	合併により、人口規模に対する職員数は大きく増加した。人口千人当たり職員数が類団8.5人に対し当市12.4人となっている。将来的な目標値を設定し、過大となった職員数を適正規模に削減し、総人件費の抑制をしていく必要がある。		課 題		課 題		課 題	
課 題	料金統一及び改定																		
平成20年に料金格差を是正するために改定（統一）を行うが、改定率が微増のため収益増につながらない。供給単価132円（平成19～23年の5年間平均）に対し給水原価169円（平成19～23年の5年間平均）となり37円の乖離が生じる。上水道との統合を見据え料金水準の適正化をはかる必要がある。																			
課 題	上水道との経営統合方針																		
上水道との経営統合に関しては、法適用化にともなう事務作業（資産調査等）に時間及び経費がかかるため、現在39ある簡易水道を段階的に統合していく必要がある。また経営的な側面からも統合する事業の選択及び時期の最適化をはかる必要がある。																			
課 題	定員管理の適正化及び総人件費の抑制																		
合併により、人口規模に対する職員数は大きく増加した。人口千人当たり職員数が類団8.5人に対し当市12.4人となっている。将来的な目標値を設定し、過大となった職員数を適正規模に削減し、総人件費の抑制をしていく必要がある。																			
課 題																			
課 題																			
課 題																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区分	年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		5年度 (計画前5年度) (決算)	4年度 (計画前4年度) (決算)	3年度 (計画前3年度) (決算)	2年度 (計画前2年度) (決算)	1年度 (計画前1年度) (決算)	17年度 (計画前々年度) (決算)	18年度 (計画前年度) (決算見込)	19年度 (計画初年度)	20年度 (計画第2年度)	21年度 (計画第3年度)	22年度 (計画第4年度)	23年度 (計画第5年度)
収益的 収支	1 総 収 入			627	563	447	441	429	425	425	425	424	
	(1) 営業 収 入			483	472	375	375	380	379	379	379	378	
	ア 料 金 収 入			473	466	368	370	375	374	374	374	373	
	イ 受 託 工 事 収 入												
	ウ そ の 他			10	6	7	5	5	5	5	5	5	
	(2) 営業 外 収 入			144	91	72	66	49	46	46	46	46	
	ア 他 会 計 繰 入 金			70	69	55	53	49	46	46	46	46	
	イ そ の 他			74	22	17	13	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用			473	446	371	375	362	357	357	358	357	
	(1) 営業 費 用			293	302	262	270	263	263	263	263	263	
ア 職 員 給 与 費			111	112	89	89	82	82	82	82	82		
イ そ の 他			182	190	173	181	181	181	181	181	181		
(2) 営業 外 費 用			180	144	109	105	99	94	94	95	94		
ア 支 払 利 息			140	138	108	104	98	93	93	93	91		
イ そ の 他			40	6	1	1	1	1	1	2	3		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			154	117	76	66	67	68	67	67	67		
1 資 本 的 収 入 (F)			793	700	454	974	754	584	514	514	531		
(1) 地 方 債			371	336	131	522	400	253	194	194	196		
(2) 他 会 計 補 助 金			116	120	124	127	119	122	126	126	135		
(3) 他 会 計 借 入 金													
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			191	147	78	187	133	110	86	86	89		
(6) 工 事 負 担 金			42	58	35	79	40	47	40	40	35		
(7) そ の 他			73	39	86	59	62	52	68	68	76		
2 資 本 的 支 出 (G)			946	827	532	1,041	820	651	580	580	598		
(1) 建 設 改 良 費			732	588	284	693	480	410	330	330	330		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			214	239	245	348	340	241	250	250	268		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金					3								
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			153	127	78	67	66	67	66	67	66		
資 本 的 収 支													

(単位:百万円, %)

区分	年度 (計画前5年度) (決算)	年度 (計画前4年度) (決算)	年度 (計画前3年度) (決算)	年度 (計画前々年度) (決算)	年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収支再差引 (E)+(I) (J)			1	10	2	1	1	1	1	0
積立金 (K)			1	20	2	1	1	1	1	1
前年度からの繰越金 (L)			36	37	7	3		1	2	2
前年度繰上充用金 (M)										
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			36	7	3	1	1	1	2	1
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)				3	0					
実質収支 (N)-(O)			36	4	3	1	1	1	2	1
赤字										
赤字										
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)			0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			91	82	73	61	61	71	70	68
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額 (R)										
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)			483	472	375	375	380	379	379	378
資金不足比率 (R)/(S)×100)			0	0	0	0	0	0	0	0
積立金現在高			212	186	87	16	0	1	1	1
企業債現在高			4,790	4,779	3,908	4,082	4,142	4,154	4,098	4,026
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの			3,902	3,805	3,908	4,082	4,142	4,154	4,098	4,026
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

区分	年度 (計画前5年度) (決算)	年度 (計画前4年度) (決算)	年度 (計画前3年度) (決算)	年度 (計画前々年度) (決算)	年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的収支分			70	69	55	53	49	46	46	46
うち基準内繰入金			70	69	55	53	49	46	46	46
うち基準外繰入金										
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てんのなもの										
資本的収支分			116	120	124	127	119	122	126	135
うち基準内繰入金			116	120	124	127	119	122	126	135
うち基準外繰入金										
うち赤字補てんのなもの										

(単位:百万円)

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>本市の水道料金は、合併時に調整がなされおらず、旧市町村の料金体系を当分の間、継承することと、それぞれ異なった料金により事業運営をおこなっており料金統一が行われていない。住民サービスの公平性を確保するためには、料金格差を是正し、同一の行政区域では、同一の料金とすることが求められており、このような観点から当市は平成20年4月より水道料金を統一した新料金に改定する。料金設定の考え方としては、簡易水道の現行の給水収益が確保できる(微増)ラインで料金の統一を行った。料金収入の見込に関しては、平成18年度料金収入をベースとして料金改定に伴う影響(1.7%改定率)及び水需要の動向(1~2百万円減)を加味して計上。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計繰入金に関しては、地方公営企業繰出基準に基づく基準内繰入のみを計上している。</p> <p>簡易水道の建設改良に要する経費・・・企業債元利の2分の1</p> <p>簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費・・・企業債元利の3分の2</p> <p>平成20年より元金の償還額が増加していくため、それに比例して資本的収入における基準内繰入も増加する。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>建設投資に関しては、佐伯市水道事業基本計画に基づき将来的な上水道との統合を見据えた統合事業を主体とした事業を行う。</p> <p>平成19年度は遠方監視システム整備事業、小川簡易水道統合事業、下入津統合簡易水道事業等があり一時的に事業費が増えているが平成20年以降は年間400百万円前後の建設投資を行っていく予定である。</p> <p>資産売却に関しては、余剰な土地等がなく収入が見込まれない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>上水道事業との経営統合をふまえ、平成20年より統合準備員として人件費1名分(8百万円)を上水道会計で計上。平成20年より1名減の12名分での人件費を計上している。平成18年~21年度まで職員給料5%カット。(21年度以降も継続予定。)</p>

- 注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
- 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>課題</p> <p>集中改革プランにおいて、「平成21年度末の職員数を1,100人以下とする。」という基本方針を掲げ、職員数の削減に取り組んでいる。平成16年度当初1,294人であった職員数を、平成16年度に61人、17年度に41人、18年度に51人削減し、18年度末で1,141人とした。平成21年度末の職員数を1,081人にするというプランの定員管理計画を上回るペースで職員数削減を進めており、今後も計画的に定員管理に取り組む。</p>
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>課題</p> <p>平成19年1月より国と同様の給与構造改革を実施し地域級を導入済み。 またそれとは別に、以下の給与抑制策を実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年1月より平成22年3月まで管理職手当の20%カット ・平成18年4月より平成21年3月まで職員給料の5%カット ・平成18年4月より平成21年3月まで税務手当、福祉手当の凍結
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>該当職員なし。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>課題</p> <p>平成19年度の退職時特昇は以下のとおりである。 平成20年3月末日現在50歳以上で勤続10年以上のものは4号特別昇給 平成20年3月末日現在50歳未満で勤続20年以上のものは8号特別昇給 退職時特昇は人員削減目標を達成したのち廃止する。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>課題</p> <p>平成19年度予算では互助会への公費負担額が13,706千円であり、公費負担率(事務費含む)は45.4%の状況である。 今後は、職員数も減少していくことから鑑みて、公費負担もさらに減額し、事業も暫時見直しを行い、ひいては互助会が実施する福利厚生事業全般の見直しを図りたい。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>企業償還選料子を減少させるために、今後の建設投資においては上水道との統合を見据えた効率的な統合事業を主体に行い、企業債の発行を抑制していく。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
<p>料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>課題 当市がかかえる水道料金の課題としては、「料金格差の是正」と「料金水準の適正化」という2点の課題がある。まず1点目の課題である「料金格差の是正」については、平成20年度に料金統一をおこない、地域間の格差を解消する予定である。2点目の課題である「料金水準の適正化」については、上水道事業との経営統合を随時行いながら、人員配置の見直し及び維持管理費等の削減に努め、企業会計として運営ができる料金水準への適正化を計る予定である。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	<p>上半期・下半期の財政状況、決算の状況、当初予算の概要等を市報及びHPで公表。 今後は、市民に分かりやすい内容に心掛けた様式に変えていく。 早期の公表は、議会との兼ね合いを考慮し、速報値等で対応したい。</p>
行政評価の導入	<p>合併後の政策に対する評価については、新市建設計画を元に毎年度実施する公共事業等実施計画を提出する際、全事業についても評価を行っていた。現在総合計画を策定中であり、今後この計画を元に進ちょく状況、目標達成状況等の評価を行うシステムを入れて行く予定。</p>
5 その他	<p>課題 上水道との経営統合に関しては、平成28年度までに年次計画を立て段階的に統合をおこなっていく予定である。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、 付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

注2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「線上当選に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

注3 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト削減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

注3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果
主な課題と取組み及び目標

1

課題		取組み及び目標
1	職員数の削減や人件費の総額の削減	行革プランの総人件費抑制として、「職員数の削減」等がある。については「21年度末の職員数を1,100人以下とする。」の目標に対し、現状は計画を上回るペースで削減が進んでいる。また、については「月額給与5%カット」「時間外手当の抑制」「各種手当の見直し」等により人件費の削減に取り組んでいる。
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	上水道との経営統合を見据え、効率的な施設の統廃合及び維持管理費の削減等に努め、いっその経営努力を行います。
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰出については、基本的に基準内のみとする方針である。
4	その他	水道料金の地域格差の是正を図るため平成20年に料金の統一を行います。改定率は、平成18年給水収益に対し約1.7%になる見込であります。 未収金対策については、合併前の旧町村では、積極的な滞納整理を行っていきなかったが、合併後（H17）は、年3回の定期的な滞納整理期間をもうけ給水停止処分等を行い徴収率の改善を図っている。

注1 上記各項目には、で探り上げた経営課題に対応する取組として、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト削減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ別の合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. (参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進進捗効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (1) 水道事業
 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】												
4 料金改定率								H20.4月分より改定率1.7%				
4 改善額(料金の適正化) 1								5	4	4	3	16
未収金の徴収対策				給水停止等による徴収強化								
改善額				3	1	4						
一般会計負担金の額												
改善額(負担金の確保等)												
資産の有効活用												
改善額(収入増額)												
その他()												
改善額												
【経費の削減】												
1 職員給与と費の適正化												
職員給与と費(退職手当以外)		111	112	111	89		89	82	82	82	82	82
改善額					3	3	3	10	10	9	9	41
給与水準												
改善額					3	3	3	2	2	1	1	9
その他(職員数の削減)												
改善額								8	8	8	8	32
職員給与と費(退職手当)												
職員数(人)		16	16	16	13		13	12	12	12	12	12
増減数(人)		0	0	0	3		0	1	0	0	0	1
維持管理費等												
改善額(適正化)												
工事コスト 2												
改善額(縮減額)												
その他()												
改善額												
累積欠損金比率		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
増減												
企業債現在高		4,790	4,779	4,779	3,908		4,082	4,142	4,154	4,098	4,026	4,026
増減			11	11	882		174	234	246	190	118	118
計画前5年間改善額合計						7						57
改善額合計												37

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 注3 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改修費の抑制は除く。)を記入すること。
 注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)		33	32	32	25	25	25	24	24	24
年間総有収水量(千?)		3,724	3,692	3,692	2,848	2,842	2,836	2,830	2,824	2,818
公称施設能力(千?)		13,649	13,649	13,649	13,649	13,649	13,649	13,649	13,649	13,649
1日最大配水量(千?)		13,441	13,086	13,200	12,990	12,990	12,790	12,590	12,380	12,180
最大稼働率(%)		98	96	96	97	95	94	92	91	89
供給単価(円/?)		127	126	126	129	130	132	132	132	132
給水原価(円/?)		135	134	134	153	191	188	162	154	158

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は「検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道の統合計画については、全ての簡易水道事業(飲料水供給事業等含む)を平成28年度までに上水道に順次統合する方向で現在検討中であり、平成19年度中には計画を策定する予定です。